

皆野町伝統文化連絡会議 Q&A

(1) 参加対象の「相当の期間受け継がれ」とは具体的にどれくらい？

- ・ 戦前（太平洋戦争以前）に始まっていることが目安としています。なお、戦後から始まっている、町に定着している行事や祭りもあると思います。事務局までお声がけください。

(2) 用具整備について、なぜ保存会が必須なの？

- ・ 修繕すればそれで終わりではなく、保存会を中心に後世まで町内の行事や芸能、祭礼を伝え、活用を図っていく必要があると考えられるためです。

(3) 公募は毎年行うの？

- ・ 前年度実施事業の内容や進捗状況によって判断します。
- ・ 特に、大規模な補助制度を活用する場合は、当該案件が完了するまで同規模の採用が困難になる場合があります。

(4) エントリーすれば用具整備について、必ず修理や整備は実現されるの？

- ・ 補助金活用の場合、申請には審査があることが多く、採択されない場合も考えられます。その場合は用具整備計画の修正とともに再エントリーが必要になることもあります。

(5) 公募時に予想しなかった、突発的な破損や緊急性が高い修繕が生じた場合は？

- ・ 当該年度にエントリーした団体の場合は、他エントリー済み団体を含めて再協議を行い、計画を修正します。
- ・ 当該年度にエントリーしなかった団体の場合は、エントリー済みの団体と協議を行うケースも視野に入れます。

(6) 補助金の活用を考えているが、絶対にエントリーしなくてはダメなの？

- ・ 補助制度や補助金の情報共有、団体が作成した書類のチェック、申請に町が必要とされる場合など、必要に応じて対応します。期間に余裕をもった上で、まずは事務局へお声がけください。